

憲法学習会に会場

いっぱいの人参加！

2月27日リードあしやの応援企画として吉田弁護士による憲法学習会を行いました。会場いっぱいの62人の参加で“憲法とは”から始まり、立憲主義と安保法制まで盛りだくさんの内容を映像で判りやすく説明してもらいました。特に安倍政権が急に言い出した緊急事態条項についてヨーロッパの事例も紹介されました。

参加者からの質問にも簡潔に回答があり、34人のアンケートでも31人から「良かった」との感想をいただきました。「安保法制廃止に向けて次の参院選が大切である」との意見もいただきました。



いくつかのQ&Aを紹介します。

Q：日本が攻められたらどうするかとよく言われるが？

A：安保法制がなくてもすでに有事法制が完全に出来ているので対応が可能である。

Q：安倍首相の支持率が50%ほどもあるが？

A：安保法制反対の人でも支持している。消極的支持もあるので固定ではない。

Q：安保法制について違憲の訴えができないか？

A：日本の裁判制度では出来ないが、自衛隊員が今後の任務について訴訟の可能性があり、駆け付け警護任務に行くことが違憲との訴えも可能と思われる。

吉田弁護士から最後に、「ウォッチしている市民がいることが大切である」との励ましのお話がありました。

教師は国策と どう向き合うのか

教師は「国策の伝達者」です。それで良いとは思いませんが、近代公教育制度の創設以来、一部の例外を除いては事実です。かつて、学校教師が「少国民」形成に果たした役割は隠しようがありません。しかも、2006年に安倍内閣のもとで全面改悪された現行教育基本法は、第16条1項で「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」と、「法律の執行人」としての教師を法定しました（「教育の目標」を法定した教基法第2条や「義務教育の目標」を定めた学校教育法第21条は教育内容を拘束）。

教師やそれを目指す学生は、自らの「宿命」を自覚したうえで、「子どもの最善の利益」を追求する自己が国策とどう向き合うのか、問い詰めるべきであり、その課題設定が、教員養成に携わる者の責務でしょう。しかし、2月5日付『朝日』朝刊「社説余滴」欄に掲載された氏岡真弓編集委員の記事（「日本の30年後は明るい？」）には、共感するだけに気持ちが沈み込みました。氏岡さんは「楽観派の学生（現状肯定・政策追従的傾向…久保註）が教師の道を選んでいるとの見方もありうるだろう」とも。残念ながら経験的には私もそう思います。

かつては、自由を求め民主主義の前進を願う学生が教職を志向する時代があり、大学には、政治・社会・教育問題等を学ぶ多様なサークルがありました。学生時代には「ノンポリ」でも、教職員組合活動を通して成長することができました。今は???

SEALDsに参加する学生の中で教師を目指す人はどれほどいるのでしょうか？そのことがとても気になります。 <東芦屋町 久保富三夫>

芦屋4団体の2000万署名行動
4月14日（木）
18時から19時までJR芦屋北側です

アベ政治を許さないKOBEデモ
4月19日（火）三宮花時計前
18時15分から集会、その後元町までデモ